



辞 職 願

今般都合により、令和8年4月28日付けをもって議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和8年4月10日

生駒市議会副議長 伊 木 まり子 様

生駒市議会議長 片 山 誠 也



辞 職 願



今般都合により、令和8年4月28日付けをもって副議長を辞職したいので、
地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和8年4月10日

生駒市議会議長 片 山 誠 也 様

生駒市議会副議長 伊 木 まり子



○オンライン委員会開催に向けた検討事項

○具体的に必要になる作業

- 1 会議規則の改正
- 2 委員会条例の改正
- 3 運営要綱の策定
- 4 その他の運営上の検討

※1、2の改正については、全国市議会議長会が示している「標準市議会会議規則」及び「標準市議会委員会条例」に準拠する形での改正を基本とする。

○主な検討事項

No.	検討項目	検討内容	整備する規定
1	オンライン出席の事由	「大規模な災害等の発生等」、「重大な感染症のまん延」に加え、「育児、介護、疾病等」の事由もオンライン出席の対象とするか。	委員会条例
2	対象委員会	オンラインの方法により開催できる委員会の対象。	運営要綱
3	秘密会の取扱い	秘密性を高いレベルで確保する手法等の確立が困難な場合、除外するか。	委員会条例
4	正副委員長のオンライン出席の取扱い	正副委員長のオンライン出席の可否。	運営要綱
5	委員のオンライン出席の取扱い	委員は一部または全委員がオンライン出席を可能とするか。	運営要綱
6	委員外議員のオンライン出席の取扱い	委員外議員のオンライン出席の可否。	会議規則
7	理事者側説明員のオンライン出席の取扱い	理事者側説明員のオンライン出席の可否。	委員会条例
8	請願紹介議員のオンライン出席	請願紹介議員のオンライン出席の可否。	会議規則
9	参考人等のオンライン出席	公述人・参考人の委員会へのオンライン出席の可否。	委員会条例
10	オンライン出席を希望する委員の届出の方法	届出の期日。届出先。届出の方法。(例:委員会開会日の前日正午までに委員長に届出)	運営要綱
11	オンライン出席委員の責務	開会までの通信環境の確認方法。 セキュリティ対策。(オンライン委員会で使用する機器の範囲) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないための対策。(会議に参加する場所の範囲)。 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないための対策(音声、背景の設定等)	運営要綱
12	通信障害時の取扱い	途中退席したものとみなすのか。定足数を満たさなくなった場合の対応。 表決の際に映像と音声途切れた場合の対応。	運営要綱
13	表決の方法	簡易表決、起立表決、投票による表決及び選挙の方法。	運営要綱
14	除斥や秩序保持に関する措置への対応	オンライン出席委員の除斥や秩序保持に関する処置への対応。	運営要綱
15	WEB会議システムの選定	WEB会議システムはどのようなものを選定するのか。	その他
16	傍聴者への対応	傍聴者(直接傍聴者、ライブ中継の視聴者)への対応。	その他

生駒市議会災害対策委員会に関する要綱(平成27年12月3日 議会運営委員会決定)新旧対照表 要覧P.86からP.87

現行	改正案
<p>(設置) 第1条 生駒市議会会議規則(昭和46年11月生駒市議会規則第2号)第166条第1項の規定により、生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルに基づく災害対応に係る訓練などについて協議又は調整を行うため、災害対策委員会を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 生駒市議会会議規則(昭和46年11月生駒市議会規則第2号)第166条第1項の規定により、生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルに基づく災害対応に係る訓練などの実施並びに生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルの見直しなどについて協議又は調整を行うため、災害対策委員会を設置する。</p>

生駒市議会会議規則(昭和46年11月1日議会規則第2号)新旧対照表 要覧 P.56

現行				改正案			
別表(第166条関係)				別表(第166条関係)			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
略	略	略	略	略	略	略	略
災害対策委員会	生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルに基づく災害対応に係る訓練等について協議又は調整を行うため	災害対策委員会委員	災害対策委員会委員長	災害対策委員会	生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルに基づく災害対応に係る訓練等の実施並びに生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルの見直し等について協議又は調整を行うため	災害対策委員会委員	災害対策委員会委員長

令和8年3月18日

生駒市議会議長 片山 誠也 様

議会改革特別委員会委員長 梶井 憲子
(公 印 省 略)

議会改革特別委員会での検証結果の申入れについて

当委員会は、令和8年3月18日に委員会を開催し、議会運営及び議会基本条例について検証を行いましたので、検証結果について、下記のとおり報告いたします。

記

検証項目

本会議の活性化の「本会議質疑」

検証結果

現行どおりとする。



行政・議会ともハラスメント防止等に関する条例を制定している自治体

自治体名	条例名	公布日	施行日	ハラスメントの主体	相談・申立て主体
福岡県	中間市特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例	令和7年3月14日	令和7年4月1日	特別職職員	職員・派遣労働者
	中間市議会ハラスメント根絶条例	令和3年9月27日	令和3年9月27日 令和7年4月1日改正	議員	議員・職員
岡山県	鏡野町職員のハラスメント防止に関する条例	令和6年12月24日	令和6年12月24日	特別職を含む職員	職員
	鏡野町議会ハラスメント防止条例	令和5年12月21日	令和5年12月21日	議員・職員	議員・職員
熊本県	南関町職員のハラスメント防止に関する条例	令和6年3月11日	令和6年3月11日	特別職を含む職員	職員等（等は不明）
	南関町議会ハラスメント根絶条例	令和6年12月9日	令和7年4月1日	議員	議員・職員
三重県	大紀町特別職のハラスメントの防止に関する条例	令和6年9月13日	令和6年9月13日	特別職	職員
	大紀町議会ハラスメント防止条例	令和6年9月14日	令和6年9月14日	議員	議員・職員
岐阜県	各務原市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例	令和6年9月27日	令和6年10月1日	特別職を含む職員・議員	職員・議員
	各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例	令和6年9月27日	令和6年10月1日	議員	議員・職員
沖縄県	浦添市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例	令和7年12月26日	令和7年12月26日	市長等・職員	職員
	浦添市議会ハラスメント防止条例	令和6年12月26日	令和7年4月1日	議員・特別職を含む職員	議員・特別職を含む職員
大阪府	羽曳野市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例	令和7年3月31日	令和7年4月1日	特別職を含む職員・議員	職員
	羽曳野市議会議員のハラスメントの防止等に関する条例	令和7年2月25日	令和7年2月25日	議員・特別職を含む職員	議員・特別職を含む職員

三重県	川越町	川越町の町長等及び職員等のハラスメントの防止等に関する条例 川越町議会ハラスメントの防止等に関する条例	令和7年3月19日 令和7年3月17日	令和7年4月1日 令和7年4月1日	特別職を含む職員 議員・職員	職員 議員・職員
岐阜県	岐南町	岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例 岐南町議会ハラスメント防止条例	令和7年3月21日 令和7年3月21日	令和7年4月1日 令和7年4月1日	特別職を含む職員・議員 議員・職員	特別職を含む職員・議員 議員・職員
東京都	渋谷区	渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例 渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例	令和7年3月24日 令和7年6月18日	令和7年4月1日 令和7年6月18日	特別職を含む職員 議員	議員・特別職を含む職員・業務委託従事者 議員・職員・業務委託事業従事者
三重県	度会町	度会町特別職のハラスメントの防止に関する条例 度会町議会ハラスメント防止条例	令和7年6月12日 令和7年6月12日	令和7年6月12日 令和7年6月12日	特別職 議員	職員 議員・特別職を含む職員
岡山県	総社市	総社市長等及び職員等のハラスメント防止に関する条例 総社市議会議員のハラスメント防止に関する条例	令和7年6月25日 令和7年6月25日	令和7年7月1日 令和7年6月25日	議員・特別職を含む職員 議員	職員・議員 議員・特別職を含む職員
佐賀県	鳥栖市	鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例 鳥栖市議会議員のハラスメント防止等に関する条例	令和7年9月26日 令和7年10月6日	令和7年10月1日 令和7年10月6日	市長等・行政委員 議員	職員 議員・特別職を含む職員・行政委員会委員
兵庫県	高砂市	高砂市職員等ハラスメント条例 高砂市議会ハラスメント条例	令和7年9月29日 令和7年9月29日	令和7年10月1日 令和7年10月1日	特別職を含む職員 議員	職員等・議員・派遣労働者 議員・職員・派遣職員